

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 佐藤觀次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 加藤 精三君

理事 坂田 道太君 理事 米田 吉盛君

理事 辻原 弘市君 理事 山崎 始男君

理事 伊東 岩男君 理事 稻葉 修君

北村徳太郎君 久野 忠治君

杉浦 武雄君 田中 久雄君

千葉 三郎君 塚原 俊郎君

並木 芳雄君 町村 金五君

山口 好一君 河野 正君

木下 哲君 小牧 次生君

高津 正道君 野原 覺君

平田 ヒデ君 山本 幸一君

出席政府委員

文部大臣 清瀬 一郎君

出席政府委員

文部政務次官 竹尾 弼君

文部事務官(初等中等教育局長) 緒方 信一君

三月二十三日

万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律案(内閣提出第七七号)(参議院送付)
の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

地方教育行政及び運営に関する法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案を一括議題とし審査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。平田ヒデ君。

○平田委員 前回の委員会で現行制度が教育にプラスした点、いわゆる成果についてお尋ねいたしましたところ、大臣は調べて報告するとおっしゃいましたので、それをお伺いしたいのでございます。私はどういふことをお伺いしたいのかと申しますと、現行制度が子供たちの人間としての成長にいかんプラスしたかということなのでございます。それについて緒方局長さんは、施設の整備とか内容の改善とか業績は多大であるとおっしゃったのでございますけれども、子供たちの成長の内容については御説明ございませんでしたので、大臣と局長さんとお二方にお伺いいたします。

○緒方政府委員 教育委員会が教育行政制度として果されました従来の業績と申しますか、これにつきましては、前回も申し上げましたように、特にただいまもお話がございましたように、新しい教育制度のもとに六三制を確立いたします上に非常な努力をせられまして、特に施設の面等につきまして整備が行われたわけであります。なおそのほか実際の教育の面でどういふ効果があったかということでございますけれども、教育委員会制度というものは、教育行政を営みます組織あるいはそれを運営していきまますための制度でございまして、教育の実体につきましては、別に教育基本法に基づきまして学校教育法というものがございまして、それぞれの法律に基いて運営されているのであります。教育委員会制度そのものが新しい教育の内容の面につきまして直接にどういふ効果をあげたかというところはちょっと申し上げかねるものであります。これは学校教育法に基づきまして、それぞれの学校におきまして教師がその教育活動を行いまして、それが実際に教育の実効としてあがってくるわけでありまして。そういうことでございますから、これこれのことが教育委員会の実績である、こういうふうな言い方はむしろかしいものであると存じます。

○清瀬國務大臣 今局長が答えました通りでございますが、この案を作るに際して、現在の教育委員会のいいところと不都合なところを対照して、庁内で調べたことがございます。完全ではございませぬけれども、もし参考になるならば申し上げてみようかと思ひますが……。

○平田委員 どうぞ。

○清瀬國務大臣 われわれはその長所としまして物事は長所は同時に短所にもなるのですが、教育委員会を設けま

したがために、住民が教育に関して大へん関心を持つようになったというところは事実のようでございまして。今までの村長または校長が委員を通じてもやるということ、村民の教育に関する関心が高まっております。それから第二は、委員の発言は、やはり村内の委員が出ておりますから、民意がそれで代表されたという感じは持つておられることも事実であります。三番目には、理事者すなわち町村長に対して、教育という観点、立場からの主張が行われております。これも長短で、あまり教育の立場に拘泥し過ぎて困るということもありましようが、長所の方の見方から言えば、教育の立場がよく主張されておると見なければなりません。四番目に、この制度は合議制の執行機関でありますから、独任制を持つよりは、利己的とか、独善的とか、独断的の判断じゃなくて、健全な結果にいつておるんだらうと思ひます。

これは一々の委員会について見なければわかりませぬけれども、学校の教員または助教員などが、だれか一人がやつておる場合には、これは迎合しなければならぬといったような遠慮もありませんが、大体朗らかに教育ができるといったようなことが委員会、わけても地方委員会のよかつたことと思つております。今緒方局長がいまして六三制等で非常に施設があるのに、教育委員会がこれをなし遂げたということ、三番目の理事者に対し教育としての主張が通つたということの一面と思

います。けれども、これにはまた反面もあることは御存じの通りであります。それから短所の方にいきましよう。これは言わないでおきましようか。

○平田委員 この前は、いろいろな問題を並べているときに、暴力の問題とか悪い点だけを具体的にあげになりましたので、私それじゃ具体的によい点をとお願いしたわけなのであります。案にいろいろと今よい点をおあげになりましたけれども、この中で私またお伺い申し上げたいことがあるのでございましてけれども、その悪い点を伺つてからにいたしましよう。

○清瀬國務大臣 そうすると、工合が悪かろうという点は、第一選挙ですから、すべての選挙に伴う弊害です。これは選挙に伴う弊害とだけ言っておきましよう。すでに御承知の通り、また平田さんも選挙なすつておるので、いろいろ選挙運動があり、それからまた選挙する人の団体が狭いものですから、特殊な無理な請託というところが起りますから、選挙に伴う弊害がある。それからしてやはり選挙に伴う弊害ですが、えてして委員の行動にひもが付きやすい。三番目に、そういう状況でありますから、いい人がかえつて選挙をきらつて出ない場合もある。それから選挙でありますから、政治的所屬の制限ができませんので、全員または過半数が一党に固まつてしまつて、中立性を危なくするおそれがあるということ。それからして同

時に皆退職いたしますとき連絡性を、すなわち安定性を欠くというところ。理事者と教育委員との政治的立場があべこべになる場合があつて、無用の、無用じゃありませんけれども、摩擦が激しくなる。その次に合議性の長所は申しましたが、同時にまた委員一人一人の責任感が薄くなりかねぬか、だれかがやってくれるだろう。それからわが国で初めての合議制の執行機関でありましたが、議事機関でなく、合議制の執行機関であるために、処理が敏速を欠くという点がありはせぬか。

それから執行機関であるために、自分が執行機関だという自覚で教育長の仕事のおまじり細部まで干渉し過ぎはせぬか、こういうふうな両方の長所短所を拾ひ上げて、いろいろ検討したことをごさいます。そのうちで大きな問題とまた付随的な問題とも混同しておりますけれども、今は組織的に申し上げたのじやなく、ただ教え上げただけでごさいます。

○平田委員 ただいまの御説明と矛盾するところがあるように思うので、ちょっと伺ひたいと思うので、ごさいますけれども、よい点の方であります。委員の発言は民意が反映された、これは選挙することによって住民が皆市町村の教育行政に参画しているというその意思が、要するにここに反映されたのであると思ひます。そうしますと、今度とられますところの任命制という場合でございますけれども、私はこれと矛盾しはしないかと思ひます。ことにこの前の私の質問に対する御答弁の中にございましたように、もしもその市町村に人格高潔でありつばな方がいらつしやらないような

ときには、よそから連れてきてもいいということになりますと、そこにお住みになるならば別でございますけれども、お通ひになるということになりましたら、私はやはりその土地に住んでいる人が最も事情がわかつていらつしやらないと思ひますので、この点矛盾しないかということをごさいます。

それから選挙についての弊害でございしますが、これは教育委員会の選挙だけではない、——教育委員の選挙の場合、私は普通のいわゆる議員の選挙のときよりもきれいにいつているのじやないか、比較の問題でございますけれども、そういう感じを持っております。ことにこの間も申し上げましたように、普通の議員の選挙なんかにはあまり出たくなけれども、教育委員の選挙ならば出てみようという方もだいぶおられるわけでごさいます。そういう点について、むしろこれを弊害とすることよりも、この教育委員会の選挙を通じてほんとうに明るい、いわゆる教育というところを通じてほんとうに模範的な選挙というものが行われるように、文部大臣としてはむしろその方面の育成というところに協力されるのが当然ではないかと私は思ひますので、ごさいます。まず第一点としてこの点をお伺ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 全くお説の通り矛盾しておるのです。長所と一方唱えたとことは、他方では短所になっております。短所というところが角度を変えれば長所になっておるので、私は矛盾した長所と短所と二つ述べておるのであります。選挙は民意を反映するので、これは長所でごさいます。すべて選挙を通じての民主主義の政治がいいので

あります。ただしかしい反面にはあまり小さい団体の民主主義でありますから、選挙のときのちよつと無理のような約束がすぐ左の手では実行しなればならぬというふうなことになる、長所と短所がやはり交錯いたしておることは事実でございします。文部省としては今までは全国に一万もあつたので、すから、とても委員会を直接どうということには参りませんでした。しかし選挙制度でやるのであつたならば、選挙公正ということ徹底し、新生活運動の趣意も徹底して、政府たるものはこれを改善するという努力はしなければなりません。ただしかし前回も前回も述べました通り、今回は日本も政党主義がだんだん徹底しそうな情勢になりましたから、このうちで短所と述べた一つであります。一党が全部の委員会を占領してしまうとか、少くとも一党が選挙の結果過半数をとつて動かぬというふうなことがあつては、これは幾ら政府が指導しても選挙はいかんとでもできませんから、そこで中立を保つために期限をつけ、それから五人のうち最大限同党派が二人、三人にはせぬといったような制限をつけて、任命制にしたかどうか、任命という戦前の任命をすぐ連想いたしますけれども、選挙をした町村長が選挙で出た町

村会議員に相談してやるのだから、この方が実際上は中立になるだろう、こういうことを申し上げておるのであります。今の長所と短所が矛盾しておることは、あなた御指摘の通りであります。

○平田委員 そういたしますと、大臣は教育委員会の選挙のあり方、それから選ばれた人の割り振りというものを

お考えになつていらつしやいますけれども、それではいよいよ国会の選挙法の改正は、あなたは今まで責任大臣であられたのでございしますけれども、これは大へんな矛盾じやないかと思うのでございします。教育委員会はかりにその形をとるといふことを力説されると思ひますけれども、これは大へんな矛盾だと思ひますけれども、それに對していかがでございしますか。

○清瀬國務大臣 お伺ひの趣意にひつたり合うかどうか知りませんが、今日の国会は大体イギリス型の議院内閣制度をとつております。そうして民意のあるところを総選挙に問うて、一つの党派が比較的多数であつたら、それが内閣をとつてやつていく、永久のことかどうか知りませんが、二大政党主義を、日本人は今いいとしておる。ところが教育の方、ことに義務教育の方は、二大政党主義というふうな一方にまかして、それが少数になつたら他方にまたまかしてしまふ、小さい船がゆれるようにやつていつたらいけないのであつて、やはり一貫してつとやつていこうというものが教育の中立性であります。中央の政府が倒れたり起きたりするということが同じふうな、義務教育を実行していくことは望ましからぬ。そういうことから考えておるのであります。

○平田委員 ただいまのお答にによりますと、教育というものはあくまでも中立を守らなければいけないから、これでいかなくちやいけないということでごさいますけれども、それでしたら大臣はいかがでいらつしやいますか。この前もたびたびその御意見があつたのですけれども、党議を優先させると

いうお説を承わつております。これは何べんも承わつております。理想的に言いますならば、文部大臣は党籍があつてはいけない、無所属でなければならぬ、それはこの人格高潔にしてということに比肩すると思ひます。私はここに矛盾があつてはならないと思ひますけれども、この点についてはいかがでございします。

○清瀬國務大臣 非常にむづかしい御質問でよくお聞き願ひたいのですが、その中立性を保ち得るような法律を作るといふことは、たとえ議院内閣でも、内閣の提案の責任であります。できた法律に従つて実際の行政をする、子供を教えるといふことが中立でなければならぬ、こういうことであります。どうしても今の政党内閣制では教育のことも、裁判——これも中立で提議し、ここで審議しなければならぬ。このことになりまふと政党政治のことになります。

○平田委員 問題は教育委員会がとき、文部大臣がいらつしやるといふことも、その対象はだれかというところは子供でございします。日本の教育を受ける子供たちの問題でございします。焦点がはずれてはいけませんと思ひます。これはいたすらにおとながあらしやう、こうしようというのではなく、その実行し得る制度なり、いろいろな教育に対する法律というものは、すべてこれは子供をよくするためであるわけでありまして、教育委員会というものは要するに中立を守るためにこういう法律に規定されていつたといつても、またそれが慎重に審議されたという言葉がこの間もございしましたが、ま

たむし返しますけれども、それはいろいろな教育の審議機関の手を通さずに、いろいろな調査会、審議会を設けられて、その中で案を練られたものでありまして、どうしてもこれはいわずの自由民主党の政策というものが、その中に織り込まれていないということはないかと思ひます。これはどうも、先生方でも、公平中立に、一方に偏しないようにならうに教育委員会の行政をやっていたら、また学校の先生も中立の教育をしてもいい。中立というものは、そこに重点を置いて皆さんおっしゃっておるんだらうと思ひます。教育が中立だからといって、国会で案を議するとき、中立の人だけで委員会を作るといふわけにも参りませんので、これは今日の制度上やむを得ぬことだと私は思つておるのでございます。

○平田委員 教育長を都道府県の場合は選任にされておりますけれども、地方の場合は委員会の互選にした、この違いはどういうところから出ておるのでございますか。

○清瀬國務大臣 教育長のことでございますか。

○平田委員 ええ。

○清瀬國務大臣 それはもう簡素という一口でございます。村のことです。五、五人委員をこしらえて、またその上に五、五人は議事機関にありまして、執行機関であります。五人おつて、それが執行機関であるから、またそれに会社でも小さい会社であつたら、支配人なしに常務をやつておるといふふうには、やはり簡素にいこう。これもたとへずから、さうお考え願ひたいと思ひます。小さい市町村単位では簡素

にする方がよからう、こういう考えです。

○平田委員 どうして簡素にしなければならぬんですか。

○清瀬國務大臣 小さい村では、やはり何事でも簡単にする方がいいと思ひます。所轄する学校の数も少い。現に大阪あたりは、学校は二百あります。二百の学校を動かすといふのは、それは大がかりでいかなければならぬ。三つくらいで済ましていたものもある。小学校二つと、中学校一つ。これが合併しておりますから、三つが一緒になつて十前後あります。それにむやみに大きな——昔から牛刀をもつて鶏をほおるということがあります。あまり大きな組織は必要じゃないかろう、こういう考えであります。

○平田委員 そうすると、ただいまの御意見を伺いますと、町村の方は人数が少い、簡単でよろしい。それから人数の多い市とかさういふところは、これは簡単であつてはいけないうふうにとれますけれども、教育は機会均等であります。人権は尊重されなければなりません。少くとも教育の問題に關しては、簡単というようなことがあつてはならないと思ひます。みな同じようであつてはならない。慎重に審議されて教育は行なわれなければならぬ。どんな山の中の子供でも、文化の潤いに酔つておるほどの都会の子供でも、同じように教育の恩恵に浴さなくちゃいけないと思ふのですけれども、いかがでございますか。

○清瀬國務大臣 それは議論で、私が反駁などをいたしてはいけないうちに屬しておると思ひます。私は人間の力には限りがあるから、大きなところではたくさん要りますが、小さいところでは少い人数でも運行ができれば、常識的にかように考へておる次第でございます。

○平田委員 大体教育の機会均等をうたつておりますけれども、私はぐるぐる回つて歩いておりました、ほんとうに同じ国民でありながら、都会は文化の波に飲まれるほどのいろいろな文化施設がございますけれども、いなかの方といつたら、ほとんど何にもない。石ころと棒きれをもつて遊ばなければならぬ。いなかの子供たちが非常に多いのでございます。私はこれを平均化されなくちゃいけないと思ふのでございますけれども、大体今の御説明を伺つておきますと、私は教育の機会均等をいつでもうたつていらつしやる大臣のお考えとしては、何か物足りない。私はさういふお考えであつてはいけなうと思ひます。これは平均化されなくちゃいけないと思ふのですけれども、大体教育委員のあり方からしておかしく思ひます。それは、それは学校が一つしかないような小さい村であれば、教育委員は三人であつていいとお考えになります。この中に三人でいいといふことがあつたてありまして、さうすると、教育長が一人、委員長が一人、平委員が一人、さういふやり方は一体どうでございますか。

○清瀬國務大臣 まだ合併を終えぬ小さい村も少し残つておる。今年の九月になればなくなると思ひますが、三つくらいの村で五人も委員を置くのはどうか、さういふふうな考えです。しかしながら置くなというのではないのです。小さい村は三人まで下してもよろしいというだけのことでございます。

○平田委員 三人で一体運営ができるかという問題について、お伺ひいたしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 勉強して下されば、三人で三つの学校の世話はでき得ることかと思つておるんです。できなかつたら五人お置きになつても差しつかへはないんです。

○平田委員 今度提出された法案によりますと、これは形の上では知事とか市町村長に対して自主的な権限は残されておりますけれども、実際には教育委員会は大事な点をほとんど骨抜きにされてしまつておる。さうして実際の運用に當つては、先ほど申し上げましたように、中央からの強いひもがつけられる仕組になつております。いわゆる國家統制への道をたどつておる。私はあえてたどつておると申します。大臣は御答弁がなかなかお上手でいらつしやいます。私もなかなかあらでございまして、私どもなかなかあらでございまして、現行法では、大学、私立学校を除く教育行政については、教育委員会が全責任を負つております。これは完全なる地方分権の建前でございますが、今度ははつきりと教育全般にわたつての指導、助言、援助ができるということになつております。これは文部大臣のいわゆる監督権が非常に強化された。すなわち責任が生じて参るということになるわけでございます。さういたしますと、たとえば昨年のように紫雲丸の事件が起つたり中河原海岸の水難事件が起る、いわゆる不慮の災害によつて生徒児童の命がたふさん失われるというやうな場合の國の責任ということ、要するに大臣の責任でございますけれども

も、こういう場合はどういう責任をおとりになるつもりでございませうか。

○清瀬國務大臣 今回のような、学校全体について、地方では間接にはなりませんけれども、指導助言措置をする、これだけの権限を当局、大臣が持たないから、誤まって過失によって重大な問題を生じたならば、その事件の大きさによってそれぞれ責任をとらなければならぬと思ひます。その責任の限度は、事件の重さ、ウェイトによりますから、どの場合はどうと私ここで明言はできませんけれども、今でももしかしながら指導助言の権限はあるのです。非常に間接になりますけれども、責任があればこそ前任者の松村さんは国会に出て誠意をもって陳謝いたしておられます。今度の案でも少しこれがふえますから、閣僚の責任たるや非常に事重大になります。薄氷を踏む思いをもって教育行政に臨まなければならぬと私は思っております。

○平田委員 前松村文部大臣は私の質問に対して、国の責任が明確でないから事故を防ぎようがないという意味の答弁をされておるのでございます。今次の法案が通過するといいたしますと、国の責任が明確になって参りますから、国の責任において事故の防止はできる所信でございませうか。

○清瀬國務大臣 しなければならぬと存じます。いやしくも国が国民教育だといつて日本国の子供を全部学校へやらせておいて、事故が起きた時分に国が責任がないといふことは言えませんが、その責任をとるためには、平生から指導監督の力をもう少し強くやつてよからうかというのが全体の世論でございまして、この案をそういう趣意

で立てております。

○平田委員 国が責任を持たれたからといつて災害を防ぐことは私はできな いと思ひます。責任をとられるということ、その責任といふことはどういうことでもございませうか。大臣がたとえ旅行についてお歩きになったら事故は絶対に起らないといふことは言えない。こんなことは当然のことではございますけれども、その責任といふことは、ただいまの御答弁では私は不満足でございませうが、それについてもう一度お答え願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 御説の通り世の中に不可抗力といつてどうしても人間の力で防げないといふことが起ります。しかしながらぎりぎりまでは人事を尽くして天命を待つたとえのごとくに、日本の何千万の国民を預つておる学校に係する当局としては、十分な注意をしなければならぬ。注意が一点、一毛でも欠けたらそこに責任が生ずるのであります。責任と注意は裏と表でござい ます。注意の欠けた場合にそこに責任がわいてくるのでございませう。

○平田委員 責任をとられても、国がどんなに注意をし、万全の措置を講じたと思つても、災害は起ることがあり得る。そういう場合に失われた子供の命は再び返つてこないものでござい ます。それで私は、子供の命と人間の成長とは、現実の問題としてそれが一体責任をとっているのかといふことについて伺ひたいのであります。

○清瀬國務大臣 今おっしゃる通り、十分なる責任を文部大臣もとり、また十分なる最善の注意をしても、不可抗力、外国では神の行い、アクト・オブ・ゴッドといひますが、運命上起るこ

とは防げません。これが防げれば非常にいいのですが、そういうことはやはりございませう。不可抗力で人命の失われたときにどうするかとおっしゃいますが、もうそれは何とも仕方がないで、東京都内でも自動車事故等で日々数十の人命を失つておるのでござい ます。それゆゑにあなたの党派では、災害の補償を立法化しようといつて御提案に相なつてゐるのはそこらうと思ひます。この行為には私も敬意を表しておられます。しかしながらこれをやるのには国の財政措置が要るので、十分にこれは考へたい、これよりほかに仕方がなからうと思ひます。

○平田委員 私どもの方で提案をしております災害補償の法律案を皆さん方の御賛成によつてぜひとも通させていだきたいと思つておる次第でござい ます。そこで私は人間としての成長といふことをしきりに申しておるのでござい ますけれども、子供の命と人間としての成長は、親と教師が全責任を負つてこの衝に當つてゐるのだといふ大臣のお答へを実は期待しておつたわけなのでござい ます。人間の尊厳の確立といふことは、どこまでも教育の絶対的な基準でございまして、ほんとうの教育の政治的中立の唯一の正しい意味はここに ある。人間の尊厳の確立といふことをほんとうに国は守つていかなければならぬのだと思つてゐる次第でござい ます。それについて政治的中立といふことは、教育委員会あるいは委員の数とかだけに限られてゐる。もちろんこれは法律ですからそういうことにもなりましようけれども、そこまで考へていつたときに、それじゃこの教育委員会はどうかしなければならぬか、制

度としてもその存在の意義をどう生かしていかなければならぬかといふことに、私はどうしても中味のあるものにしていかなければならぬ。今のよう な骨抜き法案であつてはいけません。いふことを強調したいのでござい ます。意見でございませうけれども、お答え願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 申され方は意見のようでありませうけれども、やはり質問でございませうからお答えいたします。直接選挙で、きのうまでお互いにけんかした者が相手を倒した、おれが当選したといふような、そういう気負ひ立つたことでは中立は保ち得ないので、どの党派も絶対多数はとらぬように工夫して、任命制による——任命制でもおらん明治時代の任命のように天下りではなくして、選挙された人が、他の選挙された人に相談をして、そこで任命するといふたおだやかな中立委員がで きるじゃないか。もつとも、どの制度でも運行によりますから、それはよくこの法律の精神を体して、町村長さん

も町村会議員さんもやつて下さること を期待しなければなりません。荒つた選挙からすぐ出てきた者、敵を倒して、おれが勝つたのだといふような者だけでやるよりは、今度の方がいい結果を生ずると私は考へておるのでござい ます。

○平田委員 私はもう一つ、二つで質問を終りますけれども、この前の私の質問に對しまして大臣は、選挙のよう な俗事にわづらわされずといふことをおっしゃつていました。選挙のよ うな俗事といふ、俗事といふことはどういう意味でございませうか、これは詳しくお述べ願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 これも私の癖の、言葉づかいの不正確でございませう。精神界のことと比べて、目に見える世の中のことを俗事と言ふんで、俗といふことは悪いのじゃない、世俗、常識、通常といふことであつて、悪意で言つたのじゃないと思ひます。

しかしながら何といつても選挙界は、あなた御承知の通り、通俗なものでございませう。必ずしも演説をしないで、君よろしく頼むと言つたり、親族の縁故で頼んだり、はなはだしきは、君の坊ちゃんは今来年入学じゃないか、そのときはお世話するからくらのことは言ふんです。そういうことを頭に描いて俗事と言つたのであります。が、もし悪ければ、取り消すことにやぶさかじゃございませう。

○平田委員 大臣は弁護士でいらつ しゃいますから、弁護士の答弁が非常に多い。私は文部大臣としての御答 弁を要求したのでございませうが、長年の間の弁護士生活はなかなか私拭し切れないのであります。

そこで私は、俗事といふことをおつ しゃいますならば、今国会はあけてこの俗事に没頭してゐると言つてもいいんじやないかと思ひますが、大臣はどうお思ひになりますか。

○清瀬國務大臣 今言つたように、俗事は取り消します。まあ人間界で行わ れる通常の事物であるから、こういうふうには御了解を願ひたいのであり ます。

○平田委員 そうすると、あなたは日本 の教育全般の問題についての最高責任者でありなすか、選挙が俗事でないように、公正にきれいに、純潔な清潔なものに行われるように努力

されるのが大臣の責任ではないかと私は思います。単に取り消すだけではなく、そういう悪い言葉は、子供に話して聞かせるような態度ではなく、真摯な態度でなくちゃいけないと思います。

それからもう一つ、私はこれで終わりますけれども、大へんむずかしいことを、親孝行論をここで展開しようとは思いません。いずれあとからゆっくりにしていただきますが、こうおっしゃっていらつしやいました。私の子供とか、お孫さんでございませうか、学校で親孝行はしなくてもいいということと教師が言った、そういうことを二度この委員会で承わっております。そういうことを言う教師というのは、おおよそ常識で考えてもちよつとあり得ないこととございませう。親を大切にするとか、人に親切にするとか、秩序を守るとか、そういうことをしなくてもいいなどと教える教師は、常識的に考えてもおりません。そういうことはな

いと思ひます。それからもう一つは、私の子供が言ったのだからほんとうだと信じていらつしやいますけれども、それは少し親ばかのたぐいじゃないか。それはなぜかと申しますと、私高等学校の生徒をちよつと教えたことがございませうけれども、私の話したことをそのまま受け取る子は、クラス五十名のうち一割だと思ひます。今の子供はもつと利口になったかもしれませんが、私はこういう体験も持っております。その教師の言ったことをほんとうに受け取ってくれる子供、そういう子供はそうあり得ないのでございませう。それを私はやっぱり父兄会などございまして

懇談をいたします場合に、いろんな質問を受けました。それで私が話しますと、ああそうであつたのですかといつて、父兄はすなおに了解されるのでございませう。そういう経験から申しまして、大臣それはお孫さんをあんまりかわいがり過ぎて、自分の孫の言うことはほんとうだ、大臣はいずれ学校の御成績もよく、御秀才でいらつしやいますから、そうすなおに子供のことをお考えになるでしようけれども、五十人のうち四十五人は、まず教師の言うことそのまゝを受け取つていないといふことを知つていただきたいと思います。そのまゝ受け取られませうと、しかも大臣というやうな重大な責任を負うていらつしやる方が、お孫さんの小さい口から、あるいは半分くらいしか受け取れない口からおつしやつたといふれば、しかもそれを教育行政の面に反映されるやうな言動がございませう。これは、私は非常に大臣のために遺憾に思ふ次第でございませう。何ですか、そういうお話を聞かされると、一歩突き進んで、そうか、そうかといつて迎えられるやうな態度が、もしもあればい

なるとすれば、これは重大な問題だと思ふ次第でございませう。失礼かもしれませうけれども、あえて申し上げます。○清瀬国務大臣 今の私に対する御注意は、ありがたく承りました。○佐藤委員長 木下哲君。○木下委員 大臣に御質問申し上げますが、質問に入ります前に一言お願いをしておきたいのであります。これからふなれた私が御質問を申し上げるのでございませうので、大臣はどうか一つ、先ほど同僚平田委員からもお願い

したように、答弁をなさるときに、ほかにいい言葉がございませうで失礼でございませうが、ぬらりくらりおつしやるやうなことはなくて、親切に一つ御答弁をお願いしたいと思います。それと、私が質問に入るのであります。○清瀬国務大臣 省内に連絡班という責任を持ったものを設けて、そういう事故は逐次あるたびごとに調査させるやうにいたしております。○木下委員 調査されておりますといふことでなく、調査の結果はあつたかないか。○清瀬国務大臣 一々の事件を御指摘下さいましたら、その事件の原因、結果等の調べは申し上げることはできると思ひます。○木下委員 あることは知つております。その点について一々私から質問しようとは思ひませんが、あなたの方で調べる機構はなつておるといふやうな答弁でなくして調べたことがあるかないかをばつきり承りたいのです。○清瀬国務大臣 機構があるというこ

とでは、すなわち調べさせておるといふ意味に御了解願ひたいと思ひます。○木下委員 機構があるということは調べさせておることだといふことはよくわかつております。その結果として現実にあつたかどうか。調査の結果がゼロと出たか、五と出たか、五万と出たかといふことを伺ひたい。○清瀬国務大臣 現に入学試験に落ちたり、就職ができなくて命を断つた者はあるのでございませう。○木下委員 調査の結果、入学試験に落ちたり就職試験に落ちたりして、み

ずから命を断つた者はあるという調査が出ておる。これについて善後処置としまして、いかやうな処置をおとりなつておりますか。○清瀬国務大臣 やはり教育全般の改善のほかはなからうかと思つておるのではありません。○木下委員 私があえてふなれと申し上げて、大臣の前に懇切にお願い申し上げておるのは、今のやうな御答弁ではなくて、これに対しては直接どうするつもりだ――あなたに考えがまだないなら、ないとはつきり承れば、ないものを私は追究しやしません。今の教育全般にわたつてこれこれといふやうな御答弁でない御答弁を下されるならしていただきたいと思います。○清瀬国務大臣 局長よりかわつて答

弁をしてもらひます。○緒方政府委員 ただいまおあげになりました学校の児童生徒がいろいろ原因によりましてみずから命を断つといふやうなことがあるかないかというお話でございませうけれども、大臣から御答弁がございませうに、まことに遺憾でございませうが、そういう事例があるように思ひます。先ほどお話がありましたように、現在初中局の中に臨時調査連絡班という機構を設けまして、地方におきましてやうな学校の事故あるいは児童生徒の非行の問題等につきまして調査をいたすことにいたしておるわけでありませう。これは調査いたすだけでは能がないのでございまして、その調査の結果を検討いたしまして、これを地方の実際の教育の上を生かして、そういう事故をなくしていきたい。今お示しになりましたやうな自殺事故等につきましては、教師の指導の問題とか、あるいはほかのいろい

ろい

ろい

ろい

ろい

ろい

ろい

○木下委員　私は近ごろふえて

るか、親から見たときにはかわ

怠慢だと思いますが、早急にお

次に大臣にお伺いしますが、

機会均等ということに沿うもの

○清瀬國務大臣 木下さんのお

ろうといったようなことで、た

力の示すところで仕方がない、

100

なくて、しかも機会均等に子供

とは学校差をなくすることに

をお聞き取りになつて、どうす

設の完備というようなことで

大なものであると考えております。

の問題は終ります。

は参議院の本会議に出席を要求

—

三、

設けていただきたい、かように

されたことなんだということな

○木下委員 希望は持つておる

いう答弁だけでは私ははなは

ないというお答えでけっこう

○青瀨國務大臣
まだよっきり

昭和三十一年度の予算を作るこ

れからと今年行政機構の

こゝを復讐したのか

1

1

ておるのであります。

○木下委員 今のお話で少しくわかつたのでありますが、金が足りないといふことについては、申し上げるまでもなく私どもの意見としては軍事費をさらに回せといふことで、いつでもできるように考えるわけでありまして同時に、金がないからといふことでそれをお取り上げにならないといふことについては、もう少し体育局ということに關して御言及をなさっていただきたい。金が金というところでお片づけにならないように進んでいただきたいといふことを御要望申し上げます。と同時に大臣はご存じないかどうかは存じませんが、私が調べました範囲においても建議、要望、請願といううな形で相当これに關心を持った日本全国のあらゆる団体、競技会その他から文部省の方に書類は出ていて、ご存じなところから、こういう点につきましても一つ御調査の上、私と同じ御意思がございましてに拝聴いたしましたので、ぜひ早急にお進めになるようにお願いをいたしまして、体育局のことばつては、どうぞよろしく願ひいたします。

続いて伺いますが、今から一週間くらい前だと思つてありますが、十人の學者たちから聲明書が出たのでありますが、その後日数もたちましたし、状況の変化もあつたと思つてありますが、大臣は御心境の変化は少しもございませぬかどうかをお尋ねいたします。

○清瀬國務大臣 この十名の學長、また元の學長の方々の書面は、直接手渡しは受けませぬが、新聞等によつ

て知つておりますので、よく読んでみました。原則としては異議はないのでございます。私の考へておる通りです。ただ最後の事實が少し間違つておる。従ひましてこれを書いた方にも、間違つておることを弁明いたしました。かような次第であります。

○木下委員 私が御質問申し上げたことは、今の答弁のことと全然違ふと思つたのであります。その後の御心境の変化はないかどうかといふことを伺つておるわけでありまして。

○清瀬國務大臣 少しもございませぬ。

○木下委員 では私進んでお尋ねいたしますが、十人の學者たちがあつた意見を出されたのに対して、大臣はこの前も本委員会で御答弁なさつたように、また今もお話がございまして、この通りと思つて。事實についてはいささか調査が間違つておることがあるが、意見としてはこの通りだといふことをはつきりしたばかりおっしゃつておると思つたのであります。しからば私は、立法的なときになせ中教審その他に關かなかつたかといふことを、今さら問ひませぬが、よいことだ、この通りだとはつきりあれはどおっしゃりながら、なぜ適な御提案をされたか。お言葉ではこの通りだ、これがけつこうだとおっしゃりながら、提案なさることとは違ふことだ。集約して言いますと、よろしい、この通りだとおっしゃりながら、それを守らなくて、公選を指名にするといふ適なことをお考へになつた。これはいかがなものでしょう。

○清瀬國務大臣 この聲明は、教育委員會の構成を公選方法にすべしといふ

御主張じゃないんです。この中には、各方面に聞くがよろしい、こういうことが最後でございまして。私もそれを聞くに努めたのでございまして。文章のあげ足をとるのじゃございませぬが、これは教科書法と、今ここでやつておる地方教育行政の組織運営の法律と、二つに限つて言つておるのであります。ところが教科書法のごときは、中教審に諮問をいたしまして、ほとんど九分通りは諮問の答え通りにやつておるのです。それに諮問されぬといふことは、どうも表現が悪いのか、少し違つておるのです。それからまた教育委員會のことについていたしまして、中教審に諮つて一ぺんかけておられますし、また地方制度調査会にもかけておられますし、教育委員會制度協議会にもかけておられますし、また政令諮問審議會にもかけておられますが、これは一々違つた答えが出ておられます。違つた答えをみながらわけにいきませんから、これらを研究いたしまして、また党内の調査も経てここに至つたのでござい

ます。これは教科書のように、一つの單純なものじゃございせんから、ど委員の方も、おれの言つておることに通つておらぬとお考へでありまして、う。しかしながらど委員のおっしゃることも、みな少しはとつてあります。こういうことなんです。

○木下委員 私もよくわかつておりますが、今のお話を前段と後段に分けたときに、諮問したといふことは、大臣のお話では、いろいろあれもしたけれども、この通りだといふことは、後段に關することだと思つたのでありまして、前段については、私は公選を指名と申し上げましたけれども、民主教育の根底を

ゆるがすようなことをやつてはいけな

いといふことを集約して、公選を指名にするにはいけなかつた、私はそれが一番大事なことでございまして、民主教育の根底をゆるがすようなことを輕率にやつてはいけなかつた、そこを私が集約しただけでありまして、大臣は、前段としてはその通りだ、民主教育の根底をゆるがすようなことはしてはいけなかつた、その通りだ、けつこうな意見だとおっしゃりながら、民主教育の根底を一番ゆるがす公選を指名になさるというところで諮問しなかつたといふこと。後段の、それそれなかつたことはこの間から聞いておられますし、圖書に關しての諮問が、まだ足りないといふことを今御指摘申してゐるのでは

ありません。ただし中教審に対して、民主教育の根底を動かすような、これこれについて諮問がしてあるとおっしゃいますけれども、それは大達文相のときにしたことをおっしゃるのじゃないかと思つたのでございまして、いかがでございませぬか。

○清瀬國務大臣 その通りでござい

ます。

○山崎(始)委員 それに關連いたしまして、ちよつと一言だけお尋ねいたしておきますが、昨日でございまして、か、久しぶりに中教審がたしか開かれたと思つたのでありますが、そのときに、今回政府が御提案になりました、いわゆる教育委員會法の改正のこの法律案について、中教審の開かれた会合の席上で、何ゆゑにわれわれに諮問を

しなかつたかといふ苦情の発言がありましたかどうでしたか、一つお答え願ひたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 ございました。

○山崎(始)委員 どういうふうな内容のお尋ねであつたでございませうか、できれば一つ明らかにしていただきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 昨日ですか、中央教育審議會に、教育等の海外との交流に關する件の諮問をいたしました。一応の諮問を終りましたから、文部省のいわば常設的の最高の諮問機関でございまして、文部省のやつておるおもなことを御報告申し上げるが適當と思ひまして、今回提案しました予算のうち、文教予算の全貌をお話いたしました。それから、数字としては文教予算の全貌のうち含んでゐるのでありますが、そのうちの臨時教育制度審議會のことを説明し、教育委員會のことを説明し、教科書のこと、皆さんの御答申によつて立法化して、今衆議院で審査を求めております、という意味の説明をいたしましたのでございまして。そうすると委員の一人から、しからば教育委員會のことについて、なぜここにあらためて諮問がなかつたかといふお問ひがありました。これに対する私の答えは、いかがでございませうか。

○山崎(始)委員 どうぞおっしゃつて下さい。

○清瀬國務大臣 それに対して私はここでも申し上げましたが、教育委員會の方で、ただいま世間で問題になつてゐる大きな論点の一つは、選挙によるか、それか、たゞさん論点があります。それゆゑ、それが根本のことです。ところが選挙は本年の十月に行われる。選挙によらぬといふことなら、そのつもりでいかなければならぬ。よるといふことなら、そのつもりでいかなければならぬ。よるにしてもよらぬにし

ても、国会の立法事項でありますから、それまでに国会の審議を受けるのは、この二十四国会のほかはないのであります。私も組織したのが十一月二十二日、十二月の十日過ぎには国会が開ける、皆さんに御諮問申し上げても、三週間ではとうていお答えを得ることができないと思ひまして、個別的には皆様の御意見も拝聴いたしました。また各方面のほかの委員会等の答申も参酌いたしまして、先刻御報告したような委員会を作ったのでございますという意味の答えをいたしました。一、二回重ねて問ひがありましたか、私は了解して下さったものと思つて閉会したのでございます。

○山崎(給)委員 私は閣連でございまして、いずれ私の順番が回つてきたときに、またあらためてお尋ねをいたします。私は閣連ですから、これでけっこうです。どうぞ續けて下さい。

○佐藤委員長 閣連して河野正君。

○河野(正)委員 先日の委員会から、大臣も御承知のように、矢内原総長以下十氏の声明につきましては、いろいろ論議がかわされたわけでございまして、本日も木下委員の質問に對しまして、そのような学者の意見はあつたけれども、今日自分の決意を動揺させるには至らないというような、非常に強い決意が表明されたわけでございます。しかしながら大臣も御承知のように、その後閣西におきましても、滝川京都大学総長以下十三氏のいわゆる矢内原総長声明に對する支持の声明が表明せられて参りました。なおまたその後私どもがいろいろ承ねるところによりまして、そういったそれぞれの学校を代表せられます一部の方々の意見のみな

らず、その他のいろいろな学者の間にございまして、こういった矢内原総長以下の声明を支持するんだという強い意思表示がだんだん行われておるということも私も承わつておるわけでございしますが、そういったものと、先般大臣は、もちろんいろいろそういった人々の意見を尊重するけれども、しかしながらそういった人々の意見というものは、一部学者の意見であるということが大臣の口から表明せられて参つたのでございます。ところが今日の情勢では、先ほど申し上げますように、私どもの立場から申し上げますならば、日本のきわめて權威ある学者の声明であるというように私も理解いたしておりますけれども、大臣はそれはきわめて一部の学者の声明であると言われる。ところが今日に至りましては、閣西においてもあるいは全国におきましても、そういった機運が非常に強く盛り上つてきておる。これが一つの情勢の推移であるというふうに私は見て参るわけでございますが、そういった情勢の推移が起つて参つても、なお大臣としては、やはりそれは一部の学者の意見であるというふうにお考えになつておられますかどうか。この点は将来の審議におきましても、私はきわめて重要でございしますので、今日の情勢のもとにおいて、大臣がいかがお考えになつておられますか、一つ御所信を承わつておきたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 閣西での学者の御決定は、そういうことがあつたという新しい声明文が私まだそのテキストは知りません。あの方々は私の友人も多いので

ですが、まだ書面もちょうだいしておりません。しかしながら東京の十大学学長の御意見は、必ずしもこの法案をやめてしまふとか、どこを訂正せよというところもなくして、民主主義の教育の方針は捨てるなどおっしゃるのでも、私も捨てません。改正の必要があつたら適當なところに諮問せしめおっしゃるから、将来も諮問するつもりであります。現在も諮問してこれを作つたので、一向私のやつておることと抵触しておらないのです。ゆえにこれを尊重して、現に新聞の切り抜きまで私は張つて持つておるくらいで、けん服騰しておるのでございます。

○河野(正)委員 閣連でございまして、から、いろいろ申し上げたくはございせんけれども、しかしながら矢内原総長以下十名の方々が声明せられました態度につきましても、やはりこれは日本の教育の将来を憂へ、あるいはまた日本の教育の将来をおもんばかるがゆえに、あえて声明を出されたものと私は確信いたします。なおまた閣西における滝川総長以下十三氏が、矢内原

総長以下十名の声明を支持するんだという声明につきましては、大臣もそういったことを聞いたということでございます。これはどういふことかわからぬというたゞいまの答弁でございしますが、私はまことに残念に存じ上げます。と申し上げますのは、いずれにいたしましても、今日この問題が国民に非常に大きな関心を呼んでおるといふこと、いろいろな論議が行われますし、またいろいろな論議が新聞でも行われておる、こういった事実から見ると、やはり、この教育委員会法というものが国民

民にいかにか重大な関心を与えておるといふ事実は、大臣も御理解だろうと考へます。そういったしますと、少くとも閣西におきましても、滝川総長以下十三名の方々が声明を支持するのだというふうなことでございしますれば、一体どういふことを支持するといふふうな彼らが考えたのであるかといふくらいのこと、この法案がきわめて重大であるといふことでありますならば、そこまでもう一歩突進し進んで関心を持つていただくべきではなからうかといふふうには私は考へるわけであります。ところがたゞいま大臣の仰せられますように、具体的にはわからぬのだといふことは、この法案がきわめて重大であるといふような建前から考へますと、大臣が確固たる自信を持つておられるせいかもわかりませんけれども、私の立場から申し上げますならば、きわめて不満の意を表せざるを得ないのでございます。

そこで私がさらに申し上げたいことは、もちろん新聞の論議を見て参りましても、矢内原総長以下十名が出された声明文といふものは、きわめて抽象的であるといふふうな批判もあるわけでございます。しかしながらこういった日本の權威ある学者の方々の中には公務員の方々もおられますが、そういった方々があつてそういった声明を出されたという熱意、この点は私は十二分に買つていただかなければならぬと思ひます。先ほど大臣も平田委員の質問の中でお話しになつておりましたが、政府は造船所である、教育委員会というものは、船を動かす人々であるといふことになりましますならば、やはり船を運航いたします上において、

非常に能率的に船を動かしていくといふことを考へます場合には、船を動かす人々の知識あるいは意見は聞いて、そうしてつりつぱな能率ある船を作るといふことは、当然私は政府——大臣の言葉で申し上げるならば造船所の任務ではなからうかといふふうには考へます。もちろん矢内原総長以下十名の方々の声明文の中には、今日の教育委員会法あるいはまた教科書法、ことに教科書の問題に對する政府の考へ方なりあるいは国政審議の内容なりが理解不十分のために、多少大臣の仰せられるような感なしとはいはしません。しかしながら、こういった人々が今日の日本の教育を憂へ、あるいは日本の教育の将来を憂へるがために、あえてそういった熱意を示されたわけでございしますから、やはりその熱意にはこたへるべきであり、具体的にはそういった人々の意見を十二分に参酌して、そして今後こういった重要な法案の改正に對しまして、慎重なる態度をとらるべきではなからうかといふふうに私は考へるわけでございます。そういった意味では先ほどから質問申し上げておるわけでございしますから、そういった意味での大臣の御答弁をお願いしたいと思ひます。

○清瀬國務大臣 この声明には私同意でございまして、今までやつたこともこれには間違つておらぬと思ひます。今後といへども、民主主義の教育はこれを尊重し、また一そう民主主義、中立主義に進んでいこう、こうは考へております。これは私は誹謗したり無効にしたりすることではございせん。将来のことは私がどうやるかどう見えておつて下さい。民主主義をじゅうり

んするという考えはちつともないので
す。この文章は学者が著者になった
のだからいいのでございませうけれ
ども、文章よりもこの意味を私は尊重
したいと思っております。

○河野(正)委員 いま一点、大臣か
ら、民主主義をじゅうりんするもので
はない、今後そういう点については
十分見守ってくれというお話をござい
ます。

(委員長退席、山崎(始)委員長代
理着席)

ところで声明文というものは、先ほ
ど大臣が仰せられましたように、ある
いはまた新聞が論評しておりますよ
うに、きわめて抽象的なものでござい
ます。そこで大臣がこういう人々の意見
を聞くということにやぶさかではな
い、そういう人々の意見も十二分に
尊重したいということでございますな
らば、単に声明文についていろいろ論
議されるのではなくて、要するにそう
いった権威ある学者というものが具
体的にどういった意見を持っておるの
か、あるいはまた具体的にどういった
考え方をしておるかといった点をも
う少し突っ込んで尊重される必要があ
るのではなからうか、声明文をどう
こののとわれわれは言っているのでは
なくして、こういう日本の権威ある
学者の方々があえて声明文まで出され
たその具体的な考え方や、あるいは
具体的な方針なりといったものを開
き取り願う必要があるのではなからう
かというのを私は申し上げておるわ
けでございます。平たい言葉で申し上げ
ますと、声明文を出された学者
の方々と具体的な意見の交換をされる
お気持は大臣にはないかどうかという

ことを私はお尋ねしておるわけござ
います。

○清瀬國務大臣 機会あらば御意見を
承りたいと思ひます。

○木下委員 大臣の今の話は非常に
おかしいと思つております。この十
人の学者の方たちの声明は、文章に
とらわれるのではない、その意味を尊
重したい、口ではそうおっしゃって
おられます。しかも民主教育の方針は捨
てるなという意見だ、全く同感で捨て
ない、こうもおっしゃっておるのであ
ります。ですから、この声明の全般に
わたることは大臣は百パーセントよろ
しいとお認めになっておるといふ御答
弁であるにもかかわらず、こういう学
者の方たちが声明まで出さなければな
らないような適当なコースの提案をさ
れておるといふこと、口ではよろしいと
いながらこれをなぜのまないかといふ
ことについてお答えを願ひたいので
す。

○清瀬國務大臣 今回の世間でいう二
つの文部省の提案はこの趣意に沿うて
おるのでございます。ちつともこれと
矛盾いたしておりません。

○木下委員 これは果てしがないこと
なのでありますが、趣意に沿うてお
る、この通りだとおっしゃりながら、
公選をしておるものを指名にする——
私はこれは少し言い過ぎかと思ひます
が、民主的な政治をやるといふこと
は、いろいろなお話はございませう
が、非常に愛情のある情のある政治を
するといふことが民主主義的な政治だ
と思ふのでありますが、そこに指名と
いうような、言いかえれば官僚に近い
ようなものを作つてやる——官僚が冷
たいと言ひ切つてはしまひませんが、

公選をすることが民主主義に沿うこと
なのに、それをあえて指名にするとい
うことは、民主主義的な教育方針を捨
てないで、それがいいことだと思ひな
がら公選を指名にするといふことは非
常に逆なコースだといふことを私は幾
らでも申し上げたいのでありますが、
もっと納得のいく御答弁をいただき
たい。

○清瀬國務大臣 木下君も御同意下さ
ると思ひますが、民主主義は国民によ
る、国民のための政治なのです。それ
ゆえに選挙というものは国民によつて
いふ条件でございしますが、やはり国
民のためにしなければならぬ、これを
考えあわせると、日本のような二大
政党にならうといふのが素朴に直接選
挙ですぐやつて、五人の教育委員会が
一党専制ということになれば、国民の
ための委員会ではなくつてくるので
す。国民のための委員会は中正かつ永
続的なものでなければなりません。そ
こで任命といつても官吏が一人も指名
に關与いたしません。国民によつて選
挙された町村長が、国民によつて選
挙された町村議会の同意を得て任命し
て、一党専制にならぬように半数以上
は一党には属さないといふ工夫をいた
しまして委員会を構成する方が、国民
のためになるのでありまして、国民に
よつてという原理は無視してはおりま
せん。町村会には官吏は一人もおりま
せん。しこうして目的は国民のために
いふことでありますから、今回の委
員会にはやはり民主政治を尊重してお
る。リンカーンの言う民主政治の定義
が普通なりとすれば、これで、あの
人が生きておれば日本はいふ委員会制度
を作つたとはめてくれるだらうと思ふ

のです。

○木下委員 ただいまのお話でまだわ
からないことは、国民が選んだ議員が
選ぶことがなせいののか、同時にまた
一党一派に偏したものができたときに
困るということをおっしゃいますが、
現在までそういうものはどこにある
か、まだないわけでありまして。そう
いふ論法でお進みになると、果知事も
指名にしなければならぬといふような理
論が出てくると思ふのであります。国
民が中立性を守るこの人ならばとい
ふことで一票入れて選ぶのであります
から、大臣の御心配になるような人は選
ばない結果が出る。国民に自由に選
したときに、教育に關して一番適切な
人で中立性を守る人を選び出しますか
ら、その御心配は要らないことである
と考えます。まだ私は納得がいかに
ないのでありますから、もう一歩進んだ
お話をいただきたい。

○清瀬國務大臣 私は現実的なものを
見ているのです。この国会の場とは
違つて、教育というものは、たとい二
大政党主義であつても一党が勝ちお
して教育をやるのはよくなからうとい
う前提があるのであります。これは聞
違つておつたらなんです。これは聞
からまた今日幸ひにして、あるいは不
幸にしてか知りませんが、日本の二大
政党の手足はまだ町村にまで及んでお
りませんけれども、私の方の党派は県
の次には郡で、その次は町村にも支部
を設けようと思つておるのです。こ
ちがそういたしますと、あなたの方は
むしろ先んじておやりになるかも知
らない。そうすると町村にやはり政党
の勢力が浸潤するだらうと思ふので
す。そのときに教育委員会だけは中立

だといつたところで、やはり党派の指
令を受ける教育委員が出てくるので
す。一方の村では自由党が勝つてしま
い、次の村では社会党が勝つてしま
い、教育委員会の性質が一方に傾いて
しまふといふことがありはせぬかとい
ふことを私は心配しているのです。こ
れはよい心配で、私の間違ひかも知
れませんが、そのすけけれども、さうい
ふことがないようにするためには、
数を制限して均衡を得なければなら
ぬ。けれども選挙制度をとる以上は
これ以上勝つなというような選挙はあ
りませんから、そこでこの案で同じ党
派は三人のうち一人、五人のうち二
人。三名以上取つたら均衡を失する
といふことで任命に制限を置きまし
て、任命する人は、官吏、公吏あたり
のくちばしは一切入れぬ。選挙によつ
た町村長、選挙によつた村会議員、こ
れでやつて下さるというならいけるの
ではないか、ものを現実的に見過ぎて
いるかしりませんが、お説の通り、直
接選挙は民主主義一本からいつたらそ
れが一番いいんです。国民も教育の選
挙だから当りまえの選挙と違つて中立
性の多い人を選ぼうといつて選んでも
らうたら一番いいのです。けれどもそ
の通りいかぬことがありはせぬかとい
ふことが私の心配なんです。

○木下委員 ただいまのお話で、一党
に偏してある村ではこちが五人、あ
る村では逆の方が五人出るといふ御心
配、これは私の意見からいいますと、
要らぬ御心配だと思ふのであります
が、大臣は十人の学者の方たちのこの
お話に対して、この通りだ、これでよ
ろしい、私もやる——先日のお話の中
に、ただ答申に対して——これは答申

第一類第六号 文教委員会議録第二十号 昭和三十一年三月二十七日

九

ではございせんが、うのみにするわけにはいかないというお話が出ておりました。けれどもこれは大臣から承わらなくとも答申をうのみにしなければならぬという方法のないことぐらいたれでも知っておられます。そのときにうのみにするわけにはいかないが、私は自分の所属しておる政党的意見を尊重してこういう提案をしたのだというお話がございました。大臣は、御自分でこれがよろしいとお考えになりながら政党内主義——私はあのお言葉ではこう申し上げたいのでありますが、政党内主義ということにお考えがいつからなつたのか、口では事教育に関するこの大事なことを、この通りだ、この通りだとおっしゃりながら、縛られてやることは、政党内に属しておるからという事で、お話があつたのでありますが、この点について明瞭にしたいでございます。

○清瀬國務大臣 今のごときは、そのときの問いと答を合せて考えなければいけませんけれども、私は自由民主党に所属して以来、政党内におきまゝに属しては居ると思つておりました。この案を作るに於いても、党の政策審議会でも非常に熱心に御審査願ひまして、それを閣議に持つて、閣議諸君の同意を得てその後初めて法律の成文にいたしましたのでございます。今の政党内としてはそれが当然であるかと思ひます。この案をおきめになる際、また閣議をさめる際にも、私は所属一党員として審議会にも出席し、閣議では閣僚の一人として出席いたしております。私の言うことばかりが通るわけではありませぬ。多数合議でありますから、いい意見に

あります。○清瀬國務大臣 党でおきめになったことに私は逆なことはしないのであります。やはりだんだん研究の結果だ、きまつたこの案に全部賛成で——私の心をこめてこの案を賛成しておるのではありません。これは私の心の通りになつております。これにいきさつについては、友人同士、黨員同士の意見を交換したことはありますが、この結論は、私は心から支持しております。しこうしてこの案ができてから後に學者先生が聲明をお出しになつた。この聲明を文字に拘泥せずに熟讀翻味いたしますと、これまたわれわれの案と根底において違ふところはございせん。民主的教育はこれを守らうといふこと、それから一部改正の必要があつたら適當な機關に相談すること、これもわが黨議と決して反するものではないのでございせん。その間ちつとも矛盾も何もございせん。こゝういふことなす。

方かというようなことをはかり知る場合、あるいは感情というやうなものに幾らかこだわることもあるかと存じますが、この点を御了承いただきたいのでございせん。こゝで大へん私事を申し上げまして恐縮に存じます。この点幾重にも申訳なく思つておるのではありませんが、御説明いたさなければ了解がいただけないと思つたのでありまして、私事をほんの二、三分申し上げることをお許しを願ひたいのであります。私は終戦以來現在まで果におりまして、御存じのやうに各學校にPTAがあるし、郡連があり、市連があり、県連があり、日本PTAがありまして、果連のPTAの会長という役職を七カ年続けてやつてきたのでございせん。自分が子供たちに教えたという経験は毛頭ございせんが、PTAのPとしての資格は、子供も多々持つておりますし、十分わきまえておると思つたのでありまして、そのことに關連して御質問を申し上げますことは、私が七カ年の果連のPTAの会長をやつておつたと同時に、お見かけのやうなからだをしておりますために、体育協會の世話もずっと續いてやつております。そのために若い青年男女と非常に關係が深いのでありまして、これはまた余談にわたつて恐縮の上にも恐縮であります。日本が戦争に負けたこの責任は、今から考えれば、今、年が四十より上の人にあることと、今二十以下はもろに二十から三十になるやうな青年男女にはこればかりも戦争に負けた責任はないと思つたのであります。彼らもそう考へておると同時に、逆にこの日本を再建させる責任はおれたちに重大なものがあ

はこれに従ひ、私の言うことも聞いてもらひ、出てきた結果がこれでございしますから、それ以上私は無理なことを言つた覚えはございせんが、お問ひに對して私の答の仕方が悪かつたかも知れませぬけれども、今言ふことが基準であります。

○木下委員 今のおしやることを基準にいたしましたもおかしいのは、御自分がいやくも文部大臣として文部行政に關することをこうすべきが國民のために國家のためによろしいとお考えになつておる場合に、たまたま黨議の案であるからといつて黨議に服するやうな文部大臣なら、とんでもない文部大臣だと思つてあります。その点について大臣に私は重ねてお伺ひすること、これは、この十人の學者の意見が通つた、これがよいのだといふことをはつきりお認めになつて、今の、所屬しておる政党内のためにこれこれとおしやつたのは——これは大臣がさう考へておるというところに間違ひはございせんかどうか。今の御答弁を察しますに、おれは暗にこの十人の學者の言ふことはよいと思つたが、たまたま黨議によつてこうされたのだから、それに服したのだといふお話があつたことは、裏に十人の學者の意見はこの通りだと御了解になつておる節があることと、御了解になつておるからといふことと——これは別な小さなことなら一々反對し、やめろとまでは申し上げませんが、このことについて黨議といふことで、間違つたことをがまんしておやりになるというのでは、日本の文部行政の責任者として大へんことだと思つたのでありますが、いかがで

うと口でおしやりながら——そういうことは書いてございせんが、民主教育の根底をゆるがすやうなことをやるな、民主教育の方針を捨てるなどということは、今まさに捨てようとしておるからこゝういふことが出されたのでありまして、そのことについて……

○清瀬國務大臣 私は公平に善意を持つてこの文章を反覆熟讀いたしておるのであります。ここにあります政治の争の外において安定させるというものは、私の方の中立主義でございせん。すなわち一つの黨派がもし全部でもつてしまつて、勝手次第に教育委員會をやれば、政争の外に置いたといふことにならぬ。それからして民主主義を守れとおっしゃいますから、直接選挙で選ばれた議員と直接選挙で選ばれた村長とが相談で五人の委員をきめる、さうして二人しか同じ黨派は認めぬといふのでありますから、ちやうど先生のお考え通りにやつておると私は思ふのです。

○木下委員 今のごときは、そのときの問いと答を合せて考えなければいけませんけれども、私は自由民主党に所属して以来、政党内におきまゝに属しては居ると思つておりました。この案を作るに於いても、党の政策審議会でも非常に熱心に御審査願ひまして、それを閣議に持つて、閣議諸君の同意を得てその後初めて法律の成文にいたしましたのでございます。今の政党内としてはそれが当然であるかと思ひます。この案をおきめになる際、また閣議をさめる際にも、私は所属一党員として審議会にも出席し、閣議では閣僚の一人として出席いたしております。私の言うことばかりが通るわけではありませぬ。多数合議でありますから、いい意見に

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

○木下委員 このことにつきまして重ねて重ねて不なれな私がいろいろ申し上げて果てしがないやうに考えますし、了解は毛頭いたしておりません。了解の逆に劈頭申し上げて心配したやうに、やはりのりくくりした御答弁をなさるということ、りっぱな理論がそこにあるといふことは毛頭考えません。これを打ち切りまして質問を次に進めます。私は質問をいたしますとき、感情を加えてははなはだ御迷惑だと思ひます。自分でも差し控へたいと思ひますが、また一方感情的に考へても、どういふものか考へ方をお持ちになる方かといふことを判断したり、また御人格についてどういふ御人格の

も、飲みものでも、栄養に必要なだけの食物を摂取するということは人が言うことで、またそれが何升、何グラムというふうには人によってきまりませんけれども、やはりお医者さんが必要以上の食物をとると言われたら、それで患者の方は考えて、このくらいだろという寸尺はきまるのであります。それと同じように、自衛のため最小限度までしか武力を持たぬという法律あるいは解釈がきまるのであります。行政当局が、わが国はこれだけの島国で、これだけの人口だが、このくらいが必要最小限度だろうという寸尺は、むずかしいことではありますけれども、きめようと思えばきめられぬことではないのであります。それ以上は技術問題であるということになりはしないかと思ひます。

○木下委員 今の例をおとりにしたもので、また食物の例に至ってはよくわかりますし、医者がこれより食つちやいけないというのを守らないで食つていこうというふうになることもありますが、それは、なつたところでは太るくらいな話なんです。それを、撃たなければ撃ち殺されるというときの戦力の場合に、食物の例をおとりにして、ちやうどいいのはここだからといって、食物に至っては好ききらいもありましようし、好きなものがあれば法外に食うこともありますが、それは食ひ過ぎたところで大したことではないのであります。次の日胃散を飲めばよいなおるくらいなこと、それを戦争の場合に、超過防衛におやめになったとしても、自衛のためちやうどいいくらいだ、それを最小限度の戦力の行使ということではあり

りっぱに成り立つと重ねておつしやいますか。今食物の例が出ましたから、食物とは違ふという私の意見を申し上げて、もう一度お伺ひいたします。

○清瀬国務大臣 たとえを引いてはなはだ悪かつたんです。たとえというものは、その本質が違ひますから、それを広げていくと矛盾を生ずるのであります。単に一応のたとえと御了解願ひたいと思ひます。しかしながら防衛でも、やはり世の中の現在の状況を見、日本の国の大きさも見、人口を見て、自衛ならこのくらいいいということはおのずからわかるのであります。それを超過すれば、世論の反響も受けましようし、国会で糾弾も受けましようし、あるいは予算の不足も生じ、いろいろな故障を生じますからその故障が生じないように適当な——わけでもわが国は仮想敵国はありまけんけれども、世界各國のやつていけるやり方——今世界で一番強い国はアメリカ、ソ連等でしょうが、その軍事科学の様子等を見て、この国を守るのにはこれでよからうということとは、私一人ではよく言えまけん。けれども、みなと相談すれば、このくらいの限度——今度御審議を求めている予算もこれが防衛の限度以内だろうということ、みな相談をしておつしやうと寸尺をきめていけるのであります。鳩山さんが使われた自衛のための最小限度の軍を持つということとは、非常に矛盾してわからぬ言葉で、そういうことを言うのはよくないと思ひます。意見に全幅の賛成をしているのであります。

○木下委員 もうこの件につきまして繰り返して御質問することをやめます

が、ただ、まだ全般的な最後の意見ではないのであります。その件についての意見として一応ビロードを打ちますに当って、私のものに、先ほど申し上げましたような関係で、非常に多数の青年男女が寄つてきて心配しているが、彼らは今の文部大臣の御答弁では、終始非常に力を落し、落胆する、これを文部大臣はいかようにお考えになるか知りませんが、私がこの報告をしたのでは、心のたよりになっている教育の最高責任者である文部大臣がやはりごまかしを言つたかということに、それら全員なるわけでありまして、重ねての質問はもうやめますが、私はその点について、私の周囲に待つておる青年たちはこういうことになるということをおし上げて次に進みます。

それではもう一つそれに関連いたしまして御質問するわけでありまして、向うが攻めてきた、こつちがあなたのおつしやる最小限度の、むずかしいけれどもちやうどこのところ——これは妙な話なのであります。そういうことが現実に行ふことではないと思ふのであります。そのちやうどこのところ、防衛だ、向うは帰つてまた来た、またちやうどこのところ、これを繰り返すと結局、大戦争を起すのも一発のピストルからの例もありませんが、これをやることは非常に戦争を誘発することになると思ふのであります。いかようにお考えでありますか。

○清瀬国務大臣 それもむずかしいお問ひであります。わが国を守るだけの武力を持つておるといふ場合に、それが戦争の原因となるとは考えておられません。非常にたくさん武力を持て過ぎるか、またはちつとも武力を持た

ないか、こういう場合は戦争の原因になるおそれはありましようけれども、わが国をきざんとし守るだけのものを持つておるといふことが世界の戦争の原因になるうとは、私は考えておりません。

○木下委員 考えておらないとおつしやればこれはいたし方がないわけですね。ただし私としては、戦争の誘発になると考えておらないという御答弁はまことにごまかしの御答弁であると思ふわけでありまして、それではその自衛のためにある最小限度の、ちやうど守るためにある妙な言葉なのであります。それを保持しておつて一体どこまでくるとお考えになつておるわけでありまうか。

○清瀬国務大臣 同じお問ひに對して予算委員会でお答えいたしました。が、今わが国の關係として、どこの国が来そうだなというのを答えるべきではないと私は思ひます。それはごめんこうむりたいと思ふのであります。

○木下委員 それではこれでもうやめますが、結論として、大臣は長い間超国家主義を唱へていってこれらの方でありまして、もうお年も七十を越されておるし、私と話をしておつても際限のない感の違ひがございまして、もう徹頭徹尾遺憾なのであります。そこで繰り返したところ、いたし方がありませんからやめますけれども、このために青年男女が、戦争をやめて平和の国の日本を再建せようとしておる子供たちが、力も何もなくなつてしまつて非常にデカダンになつていく危険があるのであります。大臣はその御責任をとつていただかなければならぬと思ふのであります。私が

これほどの青年たちの氣持を伝え、また私の考えを主観を入れて申し上げて、何とか一つ——今の御様子ですとおそろくむずかしいことだと思ひます。大へんな御責任のあることとございいますから、今後十分お考えをいただきますと思ひますが、いかがなものでありましようか。

○清瀬国務大臣 今のお言葉の中で私の立場を超国家主義とおつしやるのは断然間違つております。私の国家観はその反對に、むしろ自然法主義の國家観であります。すべての人民は最大の主権を持つておつて、國家を構成するがために一部を國家に供出しておる、こつちが私の國家観であります。超國家主義は國家が最大の道德で國民を保護してやるんだ、こういうことですから見方は逆でございますから、これは弁明いたしておきます。

それからしてデカダンの問題であります。私は、実は語弊がありますけれども、戦後の青年が集團である國家についてもう少し考えてくれて、日本民族の使命に目ざめてくれる。その日本の將來の絵を描いてくれる、自分の將來の絵を描いてくれる、その理想にマッチするやうな行動をとつてくれるやうに日夜願つているので、デカダンというのは目標、希望、目的のないものの行動であります。私は希望、目的、目標を青年に与えて、それに従つて行動を律するやうにしてもらいたいです。今回臨時教育制度審議會を求めたわけの一部分も実はそこにあるのであります。青年のデカダンになることを、私はもうへびよりもおそれておるのでございいます。一日も早くこれを直したいというのが私の念願でござ

いますから、どうかあなた方が教えて下さるところの青年男女には、私の心持を一つどうかお伝えあらんことをお願いいたしますのでございます。

以上、けさからあなたのおっしゃって下さることをごとく善意をもって受け取って反省したいと思っております。

○木下委員 たいま御自分のお考え方につきまして、私が超国家主義のお考えを持たれた大臣というのを申し上げたところが、御訂正がございました。御訂正の通りに拝聴いたしますが、私がそう申し上げたのは、私の材料としてはかつて中野正剛さんあたりといろいろと御行動をとくにされておやりになつておるようなことを、私が知る限りの知識においてそう申し上げたことでありまして、ただいまのお話でよくわかりましたが、ただデカダンといふことについて、その通り心配しておる、だからあれはそれを心配してゐるんだから、そうなつちやならぬといふ一つの目標、光明を見出して来しみにやれといふように言つてくれとおっしゃいますが、今のような文部大臣のお考え方は、私はその逆になると思ふ。だから一つと御反省を願ひたいといふことを——これは水かけ論でありまして、私はそれなりにどうも譲らない今の大臣の御答弁では、徹頭徹尾青年たちがデカダンになる御責任があなたにあるといふことを追及いたしまして、私のきよりの質問をこれで終ります。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○清瀬國務大臣 最後は反省すべしという御忠告については、ほんとうに敬意を表します。日に三たびわが身を省みるということは、もう古今の金言であります。私の及ばないところは私もよく承知しておりますが、非常にふつかでありませうけれども、日本の文政のよう大切なことを預かりました。

○高津委員 現在自民党は多数党であります。それがだんだん世界の室の中で日本もむきされて、国際情勢の動くままに社会党を支持する人が五割一分、五割三分というように多くなつた場合に、党に登録はしておらぬ、——名立たる人は大てい社会党だ、その中から村でも市でも教育委員を選ぶ場合に、社会党的精神を持った、登録はされておらぬ者がずらつと並びます。その場合に、あなたはこの法律ではどうするおつもりですか。

○清瀬國務大臣 この法律は現在の日本を見て立てたものでございまして、日本人が全部社会党になつた場合は、また社会党の方で別に法律を提案すると思ひます。

○高津委員 私は指導者的なものの考え方をする人が全部社会党になつた場合を質問しているのじゃないのです。すりかえちゃだめですよ。社会党が五割あるいは五割五分というようになつた場合を聞いたのですが、しかしそれなら大きな問題をこれから質問しますから……

○清瀬國務大臣 これは各党自身で登録名簿を作る党派と、作らない党派もあろうと思ひます。黨員であるやいなやは客観的の事実によることと思ひます。

○高津委員 客観的な事実というものはどういふ基準ですか。

○清瀬國務大臣 この法律が通過すれば、黨員であるかないかをきめることも考え得らると思ひますが、外国では本人の宣誓を命じておるところもありませう。わが国はそれをどういたすか、同じ黨員であるかないかの事実を確かめた上のごとでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○清瀬國務大臣 最後は反省すべしという御忠告については、ほんとうに敬意を表します。日に三たびわが身を省みるということは、もう古今の金言であります。私の及ばないところは私もよく承知しておりますが、非常にふつかでありませうけれども、日本の文政のよう大切なことを預かりました。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○清瀬國務大臣 最後は反省すべしという御忠告については、ほんとうに敬意を表します。日に三たびわが身を省みるということは、もう古今の金言であります。私の及ばないところは私もよく承知しておりますが、非常にふつかでありませうけれども、日本の文政のよう大切なことを預かりました。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○清瀬國務大臣 この法律を立てる範圍においては、国際情勢と申しまして毎日朝と晩とに寄せてくる外国電報によつて、刻々違つた情勢を顧みる必要はないのです。ただ今日の世界の情勢においては、いまだ人類は永遠平和の域に達していません。世界の情勢はここ数年間はやや平靜でありますけれども、人類はお互いが目で見える通りの人間で満ちておるのであります。それゆゑに一方わが国は守ることはしなければならぬ、しかしながら日本人の教育、日本人をよくするのは教育でございませう。わが国は昔のように武力をもつて一等國にならうとは思つておらないので、いわゆる文化國家を建設するといふことであれば、教育は非常に大切なことであり、不動な状態において教育制度を作るべきでないから、イギリス、アメリカあたりで経験の結果逐次改正した教育委員会制度もこれはとるべきである、これを日本の土に植えて育つようなものによつてみた、私はこういう認識でおるのであります。マレンコフがイギリスへ行つてどう待遇をされた、エジプトがどうなつておるといふ日々の情勢の変化に應じたものではございませう。

○高津委員 朝と晩とにいろいろな電が入つてくるその国際情勢のこまかい動きですね、その分を一々適用した法律ができていくとは思ひませんが、大きなカーヴというものがあつて、その大きなカーヴを清瀬文相は少しも認識することなく、ここ数年間は平靜であるといふのは、私はあまりに認識不足だと思ふ。それはなぜかといへば、力による外交が話し合いの外交に變つたといふ、これはここ数年の間

の世界的な一大急變なのです。そしてまた力の外交の本尊はアメリカであるが、そのアメリカのしきの御旗は反ソ反共であるが、その反ソ反共を一番主張する張本人であるマッカーサーといふものは、まるでアメリカから勢力がなくなつて弱られておる。その上ダレスのせとぎわ政策は、共和党内においても民主党内においても非常に不人氣になつておる。このような大きな特徴があるその上に、バンドン會議——それがジュネーヴ會議を動かすもとであります。バンドン會議の根本精神は何かといへば、アジアのことはアジアの手で、アラブのことはアラブの手で、そして反植民地主義、民族の獨立、それが燎原の火のごとく今世界を風靡しておるのであります。これは民主主義に向つておるのだと思ふ、そして社会主義に向つておるのだと思ふ。このソ連に属せずアメリカに属せずという中立主義、その中立主義も、どっちにもつかないという弱々しいものでなしに、積極的な中立主義といふものが現在世界を風靡しておるので、たつた一つの短かい外電を見ても、われわれはよくやつてくれたといつてこの老人が胸おどるのであります。終戦以來十五はど民族が獨立をいたしました、去年十二月から始めてもスーダンが獨立し、エジプトが獨立し、ずつとどここの國も次から次へ獨立しておつて、英國もフランスも手をやいておるのであります。こういう反植民地主義、民族の獨立——大國の特權といふものがくずれて、中國や小國の地位が、比重がうんと上つておる。この中間勢力は國の数が多いためでありませうから、これがソ連につきそうだと見るとアメリカがあ

○高津委員 現在自民党は多数党であります。それがだんだん世界の室の中で日本もむきされて、国際情勢の動くままに社会党を支持する人が五割一分、五割三分というように多くなつた場合に、党に登録はしておらぬ、——名立たる人は大てい社会党だ、その中から村でも市でも教育委員を選ぶ場合に、社会党的精神を持った、登録はされておらぬ者がずらつと並びます。その場合に、あなたはこの法律ではどうするおつもりですか。

○清瀬國務大臣 この法律は現在の日本を見て立てたものでございまして、日本人が全部社会党になつた場合は、また社会党の方で別に法律を提案すると思ひます。

○高津委員 私は指導者的なものの考え方をする人が全部社会党になつた場合を質問しているのじゃないのです。すりかえちゃだめですよ。社会党が五割あるいは五割五分というようになつた場合を聞いたのですが、しかしそれなら大きな問題をこれから質問しますから……

○清瀬國務大臣 これは各党自身で登録名簿を作る党派と、作らない党派もあろうと思ひます。黨員であるやいなやは客観的の事実によることと思ひます。

○高津委員 客観的な事実というものはどういふ基準ですか。

○清瀬國務大臣 この法律が通過すれば、黨員であるかないかをきめることも考え得らると思ひますが、外国では本人の宣誓を命じておるところもありませう。わが国はそれをどういたすか、同じ黨員であるかないかの事実を確かめた上のごとでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

○高津委員 閣下……大臣は教育は中正永続的なものであるから、一党専制にならないようにするために一つの党派から二人以上は出ないといふような任命の制限を作つておる、こういうお話でありましたが、ある党に登録されておる法律上の黨員、それから登録されておらない熱心な熱心な黨員、二種類あります。あれは黨員じゃないといつても、任命する場合には委員を全部一党で任命することもできるのではありません。それで黨員と言われる場合は衆目の見るところ、十指の指さすところ、あれはこういう主義を持つておる、こういう考えを持つておるという人間と登録された法律上の黨員と区別ができますか。それも質問になるが、今区別ができるでござぬは取り消しまして、そういう二種類ありますが、あなたの言われるのは登録黨員だけのことでございませう。

わてるのであります。これがアメリカにつきそうだと見るとソ連があわてゐるのであります。実に審判官のような地位にわれわれ中間地帯の国々の勢力が大きく上つてきたのであつて、このよう大きな特徴、前になつたような大きな要素が現れておるのに、それらのことにまるで目をつぶるのかあんなの目に見えないのか、ここ数年間は国際情勢が變つてはおらぬから、何もそんなことは眼中に置く必要はないのだと、これほど大きなものを、一國の文教をつかさどる文部大臣が見ないでいるというのは大へんなことです。ヴィブラートのような小さい震動じゃない、大きな富士山や、あるいはヒマラヤのような大きな高いカーブが現われておるとわれわれはこれと思うのであります。これらの世界の大きいなる大勢、それは民主主義を徹底すること、一面進んでおると思うのであります。これは選挙などということ抜きにして、それらをみんな奪つて、今度は任命制に切りかえるという、そしてそれらの原動力は海のかなたから来ておる。これはまたあらためて証拠を持つて質問します。このような特徴を見ておらぬということは遺憾であります。こういう世界の大勢に法律も合せていかねばならぬと思う。これは世界の大勢に反するような法案であるというのを私は指摘するのであります。第一間違ひのないことは、ここ数年間国際情勢には變動がなかつたという、見るべき變動がないというのは、それはひどいでしょう。文部大臣たるもの、その点は心得ておつてもらわねば困ると思う。變動ありやなしや、そこをまずきめましょう。

○清瀬國務大臣 高津さんが非常な雄弁でこの複雑な国際情勢をお述べになりましたが、その中で一つだけ私は意見の違うことがありますけれども、しかしそれでも、この案もまた非常に幅のある案で、あなたのおっしゃる通りの国際情勢でございまして、この法案を実施することには何ら差しつかえがなきのみならず、これを実施することによつてわが國の將來の發育を見るものと見ておるのであります。

○佐藤委員長 本日はこの程度とし、次会は明二十八日午前十時より委員会を開会いたします。

これにて散会いたします。
午後四時二分散会